

古賀市

おくやみハンドブック

「おくやみ窓口」をご利用ください

ご遺族のために市役所で行うさまざまな手続きがスムーズに行えるよう、職員が必要書類の作成補助や各窓口などのご案内をいたします。

事前予約が必要です



・LINE 予約（24時間受付可）

▲LINE 予約はこちらから

・予約電話番号：**092-942-1191**

電話受付時間：平日 午前9時00分～午後4時00分

詳細は次ページをご覧ください。

＜所在地＞

古賀市駅東1-1-1

古賀市役所（なんでもきくコーナーおくやみ窓口）

正面玄関に入って左に曲がるとあります。



ご遺族の方へ

ご遺族の方へ

このたびはご家族のご逝去にあたり、心よりお悔やみ申し上げます。
古賀市では市役所を中心とした諸手続きを、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。
このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役にたてれば幸いです。

おくやみ窓口利用方法

LINE または電話による**事前予約制**となります。

※古賀市内で死亡届を出された方は、届出日から2営業日以降の午後以降、古賀市外で死亡届を出された方は、届出日から10日以降を予約してください。

【LINE 予約】

LINE で古賀市と友だち登録する必要があります。
登録完了後、メニューの「予約・申込」から
「おくやみ窓口予約」を選択し自動メッセージに従って入力してください。



▲LINE 予約はこちらから

【電話予約受付時間】 平日：午前9時00分～午後4時00分

092-942-1191

【手続き可能時間帯】 平日 ①午前9時30分～ ②午前10時30分～

③午後2時～ ④午後3時～

※いずれも、60分程度を想定しています。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



事前準備について

おくやみ窓口にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

※**事前に基本情報シートをご記入のうえ持参してください。**

STEP 1

持ち物の確認

3ページの「来庁時必ずお持ちいただくもの」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。また、4ページ・49ページもご参照・活用ください。

STEP 3

おくやみ窓口の予約

おくやみ窓口をご利用される場合は、左の予約方法にてご予約ください。また、ステップ1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。(5. 6ページ参照)

STEP 5

予約した日時にご来庁ください

本冊子と必要なものをご持参のうえ、古賀市役所へお越しください。



来庁時必ずお持ちいただくもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※委任状が必要な場合があります。詳しくは P9、P12 ～ P15、P18 をご確認ください。

☐ ハンドブックに挟み込んでいる基本情報シート（市ホームページからもダウンロードできます）

亡くなられた方の必要なもの

☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳や年金証書など）

☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

☐ 介護保険被保険者証

☐ 子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等医療証

☐ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

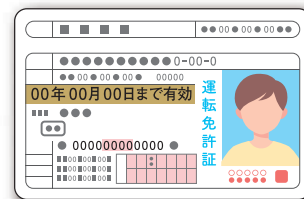
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど

☐ 2点で本人確認できる書類

各種健康保険の資格確認書（被保険者証）、介護保険被保険者証、各種医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

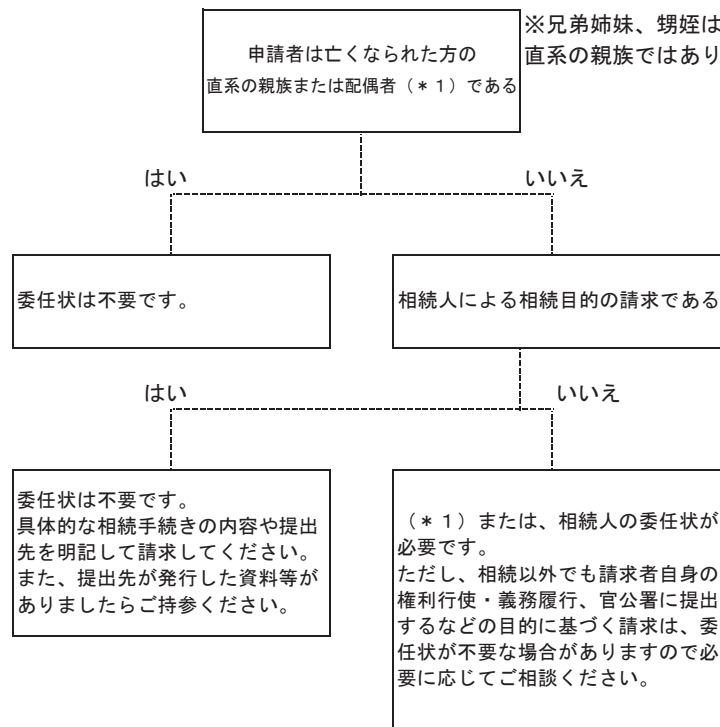


委任状に関するご案内（市役所手続き用）

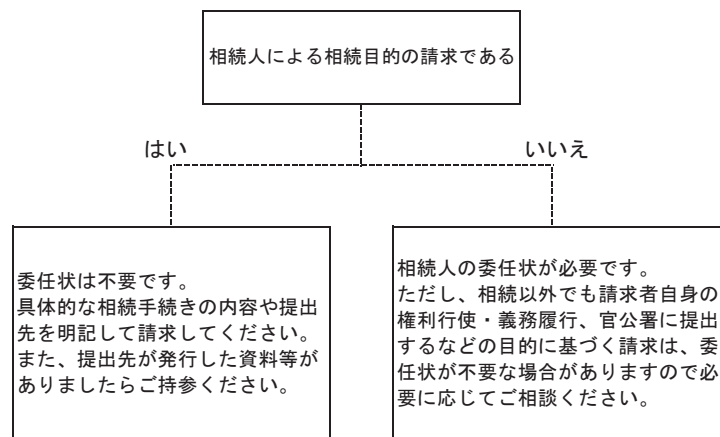
各種手続き（死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求）を代理人が行う場合は委任状が必要になりますので、49ページをご利用ください。

（必要に応じ、コピーしてご利用ください。市ホームページからダウンロードできます。）

■亡くなられた方の戸籍証明書の交付を請求する際、委任状が必要な場合があります。
以下のフローチャートでご確認ください。



■亡くなられた方の住民票（除票）の交付を請求する際、委任状が必要な場合があります。
以下のフローチャートでご確認ください。



〔注意事項〕 記入される前にお読みください。

- 委任状は、必要事項が記載されていれば任意の様式でも有効です。
- 日付、代理人、委任事項等を記入してください。委任者が自署（または記名・押印）し、原本を提出してください。
- 手続きの窓口（課）が異なる場合は、窓口ごとに委任状の提出が必要です。
- 委任状に記載の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、委任者は平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	世帯主が亡くなった	P.8
年金	☐	国民年金のみに加入または受給していた	P.9
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	国民年金・厚生年金以外の共済年金等に加入または受給していた	P.10
	☐	農業者年金に加入または受給していた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.11
	☐	後期高齢者医療に加入していた	P.13
	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.15
税金	☐	納税していた	P.16
	☐	市県民税・森林環境税が課税されていた	P.18
	☐	固定資産を所有していた	
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・軽自動車(種別割)を所有していた	P.19 P.20
福祉(障がい)	☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っていた	P.21
	☐	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた	
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	☐	心身障がい者扶養共済制度の年金に加入していた	P.23
	☐	重度障がい者医療証を持っていた	P.24

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童手当を受給していた・児童扶養手当を受給していた	P.25
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.26
	☐	子ども医療証を持っていた	
	☐	ひとり親家庭等医療証を持っていた	P.27
	☐	療育医療給付医療券を持っていた	
	☐	保育所・保育園等に通っている児童またはその保護者が亡くなられた	P.28
	☐	無償化対象施設に通っている児童またはその保護者が亡くなられた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.29
	☐	水道水以外の井戸水等を使用していた	P.30
処理尿	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.31
飼い犬	☐	犬を飼っていた	P.32
住市宅営	☐	市営住宅に入居していた	P.33
森林・農地	☐	市内に森林を所有していた	P.34
	☐	市内に農地を所有していた	
空き家・空き地	☐	相続した土地家屋の管理や処分などについて相談したい	P.35
	☐	空き家の活用や処分について相談したい	
	☐	空き家・空き地の管理に困っている	P.36
その他	☐	家財整理をしたい	P.37

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き 上記のカード返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは使えなくなるため、カードの返納をお願いします。 ※亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)は、マイナンバーカード返納後で確認いただくことができなくなります。相続などすべてのお手続きが完了してから返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	
必要なもの	問い合わせ先
	市民国保課 市民係 ☎ 092-942-1123

印鑑登録をしていた

手続き 上記の登録証(カード) 返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効し、印鑑登録証(カード)は使えなくなりますので、印鑑登録証(カード)の返納をお願いします。	
必要なもの	問い合わせ先
	市民国保課 市民係 ☎ 092-942-1123

世帯主が亡くなった

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
3人以上の世帯で世帯主が亡くなった場合は、市民国保課市民係で世帯主を設定させていただきます。 別の方を世帯主にしたい場合 は、同一世帯の方からの「世帯主変更届」が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類	市民国保課 市民係 ☎ 092-942-1123

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求 死亡一時金の請求 年金受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
死亡後14日以内に、生計を同じくしていた方が手続きをしてください。 ※受給していた年金や加入状況により手続きが異なりますので、窓口にお問い合わせください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡者の年金証書（年金加入者は年金手帳） ☐ 請求者の通帳、個人番号がわかるもの ☐ 死亡者と請求者の続柄がわかるもの（死亡日以降に取得した戸籍謄本） ☐ 生計同一証明書（死亡時に同一世帯であれば不要） ☐ 委任状（請求者と申請者が異なる場合）	市民国保課 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

厚生年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求 死亡一時金の請求 年金受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
死亡後14日以内に、生計を同じくしていた方が手続きをしてください。 ※受給していた年金や加入状況により手続きが異なりますので、事前にお問い合わせください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ※年金事務所は予約制です。 ※必要なものを事前にご確認ください。 予約受付専用電話：0570-05-4890	東福岡年金事務所 ☎ 092-651-7967

国民年金・厚生年金以外の共済年金等に参加または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。事前にお問い合わせください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	福岡県共済組合 ☎ 092-651-2462 公立学校共済組合福岡支部 ☎ 092-643-3871 国家公務員共済組合 ☎ 0570-080-556 日本私立学校振興・事業団事業本部 ☎ 03-3813-5321

農業者年金に参加または受給していた

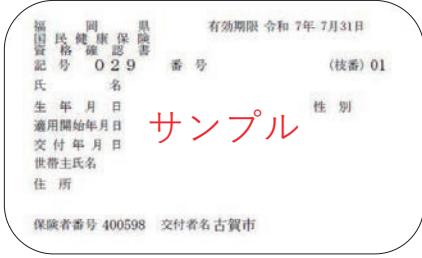
手続き 死亡届 未支給年金請求 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地の JA を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日間以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 ☐ 亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 ☐ 請求者となる方の預金通帳、印鑑	手続きは JA 粕屋 管轄支所へ JA 粕屋古賀支所 ☎ 092-943-3331 JA 粕屋青柳支所 ☎ 092-943-3761 JA 粕屋小野支所 ☎ 092-946-3031

3. 保険に関する手続き（国民健康保険）

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、資格確認書（持っている方のみ）を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。 ※マイナンバーカードを保険証利用登録している方には、資格確認書を発行していない場合があります。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（持っている方のみ） 	市民国保課 国保係 ☎ 092-942-1193

手続き② 資格確認書、限度額適用認定証の差し替え

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられたときは、世帯内の国保加入者の資格確認書等の差し替えが必要になります。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 世帯員（持っている方のみ）の国民健康保険資格確認書 ☐ 世帯員（持っている方のみ）の限度額適用認定証	市民国保課 国保係 ☎ 092-942-1193

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状または葬儀の領収書） ※亡くなられた方と葬祭を行われた方の名前が記載されていること ☐ 委任状（葬祭を行った方と振込先口座名義人が異なる場合） （葬祭を行った方と申請者が異なる場合）	市民国保課 国保係 ☎ 092-942-1193

手続き④ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に国民健康保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は届出をしてください。 ※先順位がいる場合は、後順位の方は相続人の代表者にはなれません。 詳細は45ページを参照ください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 委任状（相続人代表者と振込先口座名義人が異なる場合）	市民国保課 国保係 ☎ 092-942-1193

3. 保険に関する手続き（後期高齢者医療）

後期高齢者医療に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	市民国保課 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行者名が確認できる書類（会葬礼状または葬儀の領収書等） ※亡くなった方と葬祭を行われた方の名前が記載されていること ☐ 委任状（葬祭を行った方と振込先口座名義人が異なる場合） （葬祭を行った方と申請者が異なる場合）	市民国保課 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

手続き③ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療に関して、相続についての手続きが必要です。相続人のうちどなたが代表者になれるのか「後期高齢者医療相続人代表者指定届」に必要事項を記入しご提出ください。 ※先順位者がいる場合は、後順位の方は相続人の代表者にはなれません。詳細は45ページを参照ください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 相続人代表者と死亡者の続柄がわかる戸籍謄本・除籍謄本（死亡時に同一世帯であれば不要） ☐ 委任状（相続人代表者と振込先口座名義人が異なる場合）	市民国保課 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

MEMO

3. 保険に関する手続き（介護保険）

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 保険証の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。 介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証が交付されていた場合は返却してください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（交付されているとき） ☐ 介護保険負担限度額認定証（交付されているとき）	健康介護課 介護保険係 ☎ 092-942-1144

手続き② 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
介護保険に関して、相続についての手続きが必要です。相続人のうちどなたが代表者になれるのか「介護保険相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※先順位者がいる場合は、後順位の方は相続人の代表者にはなれません。詳細は45ページを参照ください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相談人代表者の通帳 ☐ 委任状（相続人代表者と振込先口座名義人が異なる場合）	健康介護課 介護保険係 ☎ 092-942-1144

4. 税金に関する手続き

納税していた

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	収納管理課 ☎ 092-942-1124

手続き② 納付状況の確認

手続き詳細	期 限
納付状況がわからない場合や、未納分の納付書が見当たらない場合は、右記窓口にお問い合わせください。 市県民税・森林環境税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税の内容については、担当部署にお問い合わせください。	
必要なもの	問い合わせ先
	収納管理課 ☎ 092-942-1124

4. 税金に関する手続き

納税していた

手続き③ 口座振替変更・停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替の変更・停止をお申し出ください。	
必要なもの	問い合わせ先
	収納管理課 ☎ 092-942-1124

MEMO

市県民税・森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市県民税・森林環境税が課税されている場合、市県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市税課までご連絡ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相当な期間（概ね 3 か月）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	市税課 市民税係 ☎ 092-942-1126

固定資産を所有していた

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 「相続人代表者届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局（登記所）でのお手続きをお願いします。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 委任状（相続人代表者と手続き者が異なる場合）	市税課 資産税係 ☎ 092-942-1125 管轄の法務局 福岡法務局 福岡出張所 ☎ 0940-42-0304

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 原付バイク・小型特殊自動車等の廃車・名義変更等の手続き

手続き詳細	期 限
原付バイク（125cc以下）・トラクター・コンバイン等の所有者が亡くなった場合は、廃車もしくは名義変更の手続きが必要です。 内容説明の際に、親族関係等がわかる書類（戸籍謄本など）を確認させていただく場合があります。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ メーカー名・車台番号・排気量 ☐ 標識（ナンバープレート）	市税課 市民税係 ☎ 092-942-1126

軽自動車・125ccを超えるバイクを所有していた

手続き 軽自動車・125ccを超えるバイクの廃車・名義変更等の手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車・125ccを超えるバイクの所有者が亡くなった場合は、廃車もしくは名義変更の手続きが必要です。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	問い合わせ先
	（軽自動車） 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750 （125ccを超えるバイク） 九州運輸局 福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078

軽自動車税（種別割）が課税されていた

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
軽自動車・バイク（原付含む）・トラクター・コンバイン等の所有者が亡くなられ、亡くなられた方に対して軽自動車税（種別割）が課税された場合は、相続人代表者の届出が必要になります。	
必要なもの	問い合わせ先
	市税課 市民税係 ☎ 092-942-1126

MEMO

5. 障がいに関する手続き

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって資格喪失となります。 手帳を返却してください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障がい者手帳 (身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳)	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた

手続き 資格喪失届提出 未払いがある場合は、未支払請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障がい者手当等を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。ただし、死亡日の時点で亡くなられた方と同一世帯の相続人が対象になります。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使えなくなります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

MEMO

5. 障がいに関する手続き

心身障がい者扶養共済制度の年金に加入していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、年金支給請求書の提出 年金管理者の変更届

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。 また、年金管理者が亡くなられた場合、年金管理者の変更が必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、弔慰金支給の請求手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

心身障がい者扶養共済制度の年金に加入していた

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障がい届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡届出の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票	福祉課 障がい福祉係 ☎ 092-692-1078

重度障がい者医療証を持っていた

手続き 医療証の返還 資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
資格喪失の届出と医療証の返還が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障がい者医療証	市民国保課 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更手続きが必要となります。 児童手当の対象児童が亡くなられた場合は、資格喪失届または額改定届が必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	問い合わせ先
【未支払いの手当がある場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※お子様が複数ある場合はそれぞれの口座登録が必要です。 【今後お子様を養育する方に受給者変更する場合】 ☐ 本人確認書類 ☐ 申請する養育者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 健康保険証	子ども家庭センター ☎ 092-942-1157 *事前にお問い合わせのうえ、お越しになることをお勧めします。

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届兼未支払手当請求 資格喪失届または額改定届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合は、受給者死亡届兼未払手当支給書の提出が必要です。 児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合は、資格喪失届または額改定届の提出が必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
ケースによって必要なものが異なるため、事前に担当までお問い合わせください。	子ども家庭センター ☎ 092-942-1157 *事前にお問い合わせのうえ、お越しになることをお勧めします。

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届兼未支払手当請求 資格喪失届または額改定届

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなった場合は、受給者の変更、受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出が必要です。 特別児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合は、資格喪失届または額改定届の提出が必要です。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	問い合わせ先
ケースによって必要なものが異なるため、事前に担当までお問い合わせください。	子ども家庭センター ☎ 092-942-1157 *事前にお問い合わせのうえ、お越しになることをお勧めします。

子ども医療証を持っていた

手続き 医療証の返還 資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
資格喪失の届出と医療証の返還が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の子ども医療証	市民国保課係 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

6. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き 医療証の返還 資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
資格喪失の届出と医療証の返還が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証	市民国保課係 年金・医療係 ☎ 092-942-1194

療育医療給付医療券を持っていた

手続き 養育医療受給券の返還、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療給付券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって使えなくなりますので、返納または破棄してください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 療育医療給付医療	子ども家庭センター ☎ 092-942-1515

保育所・保育園等に通っている児童またはその保護者が亡くなられた

手続き 保護者等の変更の届出

手続き詳細	期 限
子ども家庭センターまたは通っている施設に保護者等の変更の届出が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子ども家庭センター ☎ 092-942-1157

無償化対象施設に通っている児童またはその保護者が亡くなられた

手続き 保護者等の変更の届出

手続き詳細	期 限
子ども家庭センターまたは通っている施設に保護者等の変更の届出が必要です。	
必要なもの	問い合わせ先
個別の状況によってご案内しますので、右記窓口にお問い合わせください。	子ども家庭センター ☎ 092-942-1157

7. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 使用者の名義変更または閉栓手続き納付方法変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者の場合、閉栓手続きまたは、名義・納付方法の変更が必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道課 総務・上水道管理係 ☎ 092-942-1129 (上下水道庁舎)

手続き② 送付先変更

手続き詳細	期 限
空き家等になった場合など、納付書等の送付先をご遺族の方に変更することができます。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道課 総務・上水道管理係 ☎ 092-942-1129 (上下水道庁舎)

水道水以外の井戸水等を使用していた

手続き 使用人数の変更

手続き詳細	期 限
井戸水等を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料をお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道課 総務・上水道管理係 ☎ 092-942-1129 （上下水道庁舎）

MEMO

8. し尿くみ取に関する手続き

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取取消(変更)申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更手続きが必要です。 し尿の汲み取り業者へ届け出てください。	
必要なもの	問い合わせ先
	千鳥北区、千鳥南区、千鳥東区、病院区にお住まいの方 コスモス環境(株) ☎ 092-942-3302 上記以外にお住まいの方 古賀衛生工業(株) ☎ 092-942-6136

MEMO

9. 飼い犬に関する手続き

犬を飼っていた

手続き① 犬の登録事項に関する届出

手続き詳細	期 限
新しく犬の飼い主になる方の届出が必要になります。 ※新しい飼い主が市外にお住まいの場合など、古賀市役所で手続きができない場合もありますので、事前に右記窓口へお問い合わせください。 ※マイクロチップを装着した犬で、そのマイクロチップが鑑札とみなされている場合は所有者変更の手続きを環境省指定登録機関のwebサイトから行ってください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 犬鑑札	環境課 環境整備係 ☎ 092-942-1127

手続き② 犬の死亡に関する届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼っていた犬の死亡届を出されていなかった場合、古賀市役所へ届出が必要になります。 ※市への死亡届は右の二次元コードからでも手続きができます。 ※マイクロチップを装着した犬で、そのマイクロチップが鑑札とみなされている場合は、死亡の手続きを環境省指定登録機関のwebサイトから行ってください。	死亡届はこちらから ▼ 
必要なもの	問い合わせ先
☐ 犬鑑札	環境課 環境整備係 ☎ 092-942-1127

10. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた

手続き

- ①名義変更する場合：市営住宅入居承継承認申請
- ②同居者が変更になる場合：市営住宅同居者異動申請
- ③退去する場合：市営住宅明渡申請

手続き詳細	期 限
・世帯の状況により名義変更ができない場合があります。 ・入居者の変更に伴い、家賃が変動する可能性があります。 ・退去の際は、ふすま・畳の張替え、家財等の撤去・清掃等原状回復を行ったうえで、退去検査を受ける必要があります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
☐ 各種申請書類等 ※詳細は、右記窓口へお問い合わせください。	管財課 管財係 ☎ 092-942-1168 ＊事前にお問い合わせのうえ、お越しになることをお勧めします。

MEMO

11. 森林・農地に関する手続き

市内に森林を所有していた

手続き 森林の土地所有者の届出

手続き詳細	期 限
相続登記完了後に「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の位置を示す図面 ☐ 森林の土地の登記事項証明書（写し可）、またはその他土地の権利を取得したものがわかる書類	農林振興課 農林振興係 ☎ 092-942-1120

市内に農地を所有していた

手続き 農地相続届出書

手続き詳細	期 限
相続登記完了後に「農地相続届出書」を提出してください。	
必要なもの	問い合わせ先
	農林振興課 農政係内 古賀市農業委員会 ☎ 092-942-1140

12. 空き家空き地に関すること

相続した土地家屋の管理や処分などについて相談したい

手続き 古賀市空き家・空き地バンク

手続き詳細	期 限
相続した土地や家屋の売却または賃貸を希望する場合に物件登録をいただき、古賀市での生活を考えている方へ情報を提供、紹介する制度です。土地家屋の所有者と市が指定する不動産業者で専任契約を結び、手続きをすすめていただきます。 ※必要書類や手続きの詳細については、市公式HPをご覧ください。 	
必要なもの	問い合わせ先
	都市整備課 開発指導係 ☎ 092-942-1119

空き家の活用や処分について相談したい

手続き (窓口) 福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」

手続き詳細	期 限
家屋の売却や賃貸、相続のことなどの相談をはじめ、今後の活用・処分の具体的な提案、専門事業者の紹介までをワンストップで行う公的機関です。 相談は無料です。(実費が必要な場合有り) 	
必要なもの	問い合わせ先
	福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」 ☎ 092-726-6210 相談日時 月～金曜日 (祝日を除く) 9:00～17:00

空き家・空き地の管理に困っている

手続き 空き家・空き地の見守り

手続き詳細	期 限
空き家の見守り／(契約日より6回) 16,090円(写真等送料込み) ・不法侵入、不法投棄、ガラス割れ、庭木、雑草等の屋外の状況確認 ・現状写真の送付 ポスト内の整理 ※除草作業、剪定作業等は、ご依頼があればお見積り致します。 ※屋内の状況確認は除きます。 空き地の見守り／(契約日より3回) 9,065円(写真等送料込み) ・草丈、不法投棄等の状況確認・現状写真の送付(宅地跡地等300坪以内) ※除草作業、草刈作業は、ご依頼があればお見積り致します。	
必要なもの	問い合わせ先
	公益社団法人古賀市 シルバー人材センター 古賀市千鳥2丁目21番3号 ☎ 092-942-6994

MEMO

13. その他

家財整理をしたい

手続き① 各処分場の自己搬入

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住所地から出たごみを搬入できます。 ※許可業者以外の業者による搬入は許可しておりません 【エコロの森(古賀清掃工場)】 受入品目：可燃物、資源ごみ(びん、缶、ガラス、金属類)、粗大ごみ ※受入できないもの：陶磁器類、市では処理できないごみ (家電リサイクル法対象品目、パソコンなど) ※搬入者が古賀市外在住の場合は、事前に環境課にて搬入許可書の申請が必要です 【古賀市不燃物埋立地】※要申請 受入品目：陶磁器類、土砂、コンクリート、瓦、タイルなど	搬入許可書は当日のみ有効
必要なもの	問い合わせ先
【エコロの森(古賀清掃工場)】 ☐①亡くなられた方の住所が確認できる書類 (亡くなられた方の運転免許証、マイナンバーカード、直近の 上下水道料金の領収書、公的機関からの郵便物、固定資産税 の納税証明書等) ※搬入者が古賀市外在住の場合 ☐②搬入者の住所が確認できる書類(運転免許証など) ☐③搬入許可書(環境課発行) 【古賀市不燃物埋立地】 ☐①②③すべて	エコロの森(古賀清掃工場) ☎ 092-942-1530 搬入受入日時 月～土曜日の13:00～16:30 ※(祝日、年末年始等の 休業日を除く) 環境課 資源循環推進係 ☎ 092-942-1127 古賀市不燃物埋立地 搬入受入日時 月・水・金の9:00～16:30

手続き② 業者に回収してもらう方法

手続き詳細
(株)古賀環美サービスセンターが自宅まで回収に伺います。(要予約)
問い合わせ先
(株)古賀環美サービスセンター ☎ 092-942-4038 受付時間 月～金曜日 9:00～16:00 (年末年始等の休業日を除く)

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (42 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(43・44 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

古賀市で必要な手続きについては、7 ページから窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 か月以内	香椎税務署 ☎ 092-661-1031
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて（古賀市での手続きについて）

1 新しい改葬先を確保

2 改葬許可申請書の様式を入手

古賀市環境課窓口またはホームページから改葬許可申請書の様式を入手してください。

必要事項を記入してください。また現在の墓地または納骨堂の管理者から現在、埋蔵（収蔵）していることを証明してもらう欄がありますので、記入・押印をお願いしてください。

担当課・問い合わせ先

環境課 環境整備係
☎ 092-942-1127

3 改葬許可申請書の提出

完成した改葬許可申請書を古賀市環境課窓口へ提出してください。

また申請した当日に許可証の発行はできませんので、ご注意ください。

※改葬許可申請は遺骨を埋蔵している市区町村での手続きになります。市区町村によって手続きは異なりますので、申請される際は、それぞれの市区町村にお問い合わせください。

4 改葬許可証の受け取り

許可証が発行されたら、申請書に記載の電話番号へ連絡しますので環境課窓口へ受け取りに来てください。郵送することも可能ですが、その場合は申請時に切手を貼った返信用封筒を申請書と一緒に提出してください。

5 納骨、魂入れ

遺骨を取り出した後、改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	粕屋警察署 ☎ 092-939-0110 福岡運転免許センター ☎ 092-565-5010
軽自動車を所有している	☐	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750
普通自動車・125ccを超えるバイクを所有している	☐	名義変更・廃車など	九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078 (自動音声案内)
県営住宅に入居していた	☐		福岡県住宅供給公社 ☎ 092-781-8029
県税に関すること	☐		福岡県東福岡県税事務所 ☎ 092-641-0201
雇用保険(失業保健)に関すること	☐		ハローワーク福岡東 ☎ 092-672-8609
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	香椎税務署 ☎ 092-661-1031
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	福岡法務局福岡出張所 ☎ 0940-42-0304
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談専用電話 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	☐	医療証返還など	福岡県粕屋保健福祉事務所 (保健所) ☎ 092-939-1500(代表)
被爆者健康手帳を持っている	☐		

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書を持っていた	☐	証明書などの返還	【窓口】 福岡出入国在留管理局 ☎ 092-717-5420 【郵送】 東京出入局在留管理局 ☎ 03-3599-1068
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐車場を利用している	☐	定期利用解除には手続きが必要です。 各駐車場へお問い合わせください。	
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、精算、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐	☎ 0120-15-1515	

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 なお、相続放棄を行う場合に相続財産に該当する還付金を受け取ったり、被相続人名義の未納税を相続人が納付したりすることで、相続放棄ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。 ご不明な点があればお問い合わせください。 収納管理課 ☎ 092-942-1124
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

45

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

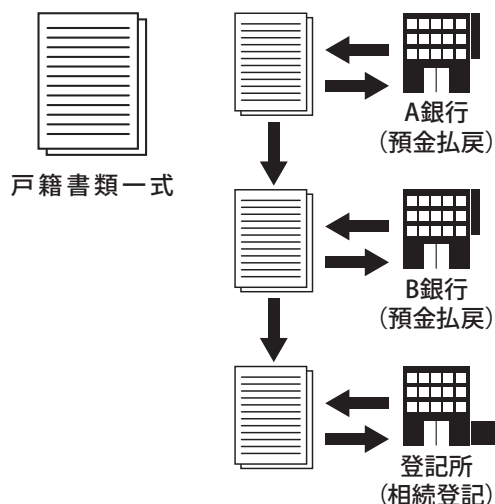
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

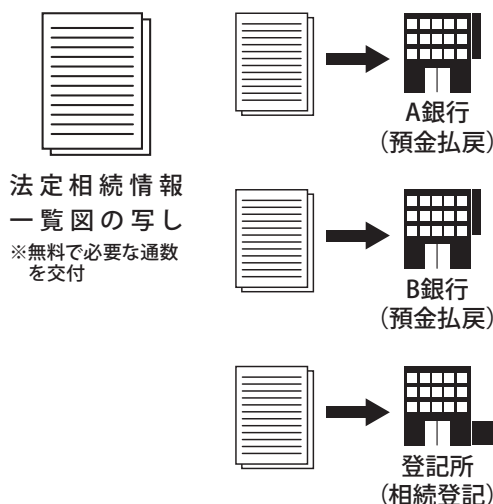
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

死亡に関する市役所手続き用

(宛先)古賀市長

福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長

年 月 日

〔委任者(頼む人)〕

【住所】

【氏名】

【生年月日】 明・大・昭・平 年 月 日

【平日昼間に連絡が取れる電話番号】 — —

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

〔委任事項〕(該当する項目に☑を付けてください。)

☐ 住民票の写しの請求・受領に関する事

☐ 戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事

※申請書に本籍地及び筆頭者の記入が必要です。

☐ 世帯主変更届に関する事

☐ 国民年金の手続きに関する事

☐ 国民健康保険の手続きに関する事

☐ 後期高齢者医療葬祭費支給の申請

☐ 後期高齢者医療葬祭費支給の給付金受領

☐ 後期高齢者医療相続人代表者指定届に関する還付金・給付金の受領

☐ 介護保険相続人代表者指定届に関する還付金・給付金の受領

☐ 古賀市税に関する証明書の請求・受領及び閲覧に関する事

(請求書類:

☐ 固定資産税、市県民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)の手続きに関する事

☐ その他(

※左の手続きは委任状
原本1枚で対応可

※手続きの窓口(課)が異なる場合は、委任状の原本をそれぞれ提出する必要があります。

〔代理人(頼まれた人)〕

【住所】

【氏名】

※代理人は本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)を提示してください。

キ
リ
ト
リ
線

MEMO

戸籍関係証明等請求書<郵送用>

◆どなたのものが必要ですか

本籍	
筆頭者の氏名	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な人の名前 (謄本の場合記入不要)	
提出先・使用目的 (具体的に)	

◆申請者

申請者住所	アパート名・部屋番号()
申請者氏名	(直筆の場合は押印省略可。法人の場合は社印を押印。) 印 (生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日
電話番号	() — 屋間連絡のつくところ
筆頭者との続柄	

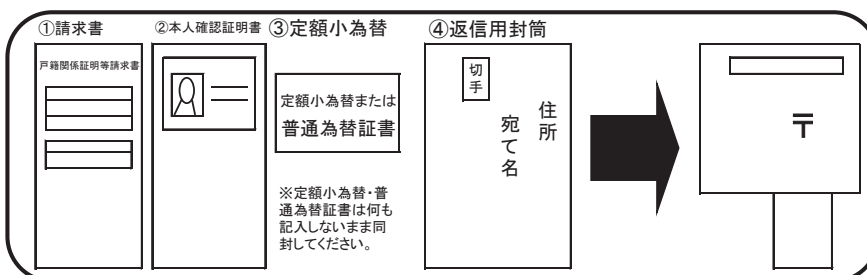
◆必要な証明の種類と枚数

※料金は市町村によって異なります。記載している手数料金額は古賀市のものです。

証明書の種類	手数料	必要数	証明の種類		手数料	必要数
全部事項証明（謄本・全員）	450円	通	一部事項証明（戸籍・除籍） 必要な事項（ ）		350円	通
個人事項証明（抄本・一部）		通	身分証明書		300円	通
改製原戸籍・除籍謄本（全員）	750円	通	独身証明書		300円	通
改製原戸籍・除籍抄本（一部）		通	戸籍の附票	全部	300円	通
受理証明（ ） 届出年月日（ 年 月 日）	350円	通		一部	300円	通
届書記載事項証明・届書等情報内容証明 証明に必要な届（ ） 届出年月日（ 年 月 日）			350円	通	※本籍と筆頭者の記載が必要な場合は右の口欄に✓印をつけてください。 第三者が請求する場合は原則記載されません。必要な場合は【提出先・使用目的】に必要な理由をご記入ください。	

◆役所に送る封筒に入れるもの

- ①この請求書
- ②あなた(申請者)の本人確認のための証明書類等のコピー(運転免許証、健康保険証など)
- ③手数料(郵便局の定額小為替または普通為替証書)
※おつりの無いようにお願いします。普通為替証書をご利用の際は一度市民係にお電話ください。
- ④返信用封筒(切手を貼り、宛名を書いた状態)
※お急ぎの際は速達をご利用ください。



偽りその他の不正の手段により交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます(戸籍法第133条)

本人確認に必要な証明書類等

◆次のコピーを送付してください

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード(顔写真付き) ・在留カード ・障害者手帳 ・国公立学校の職員証、学生証 ・年金手帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・特別永住者証明書 ・官公署の職員証 ・健康保険証 |
|--|--|
- など

次のものは証明書類として取り扱いません

氏名以外の文字(英字など)で表記されているもの
 クレジットカード、キャッシュカードなど
 所有者の特定ができないもの
 各種サービスカード、ポイントカード等



①本人確認に必要な書類

②各種証明の手数料金額

については、あらかじめ本籍地にお尋ねください。

戸籍メモ

亡くなられた方の戸籍について

1. 戸籍の種類

手続きによっては、亡くなられた方の戸籍の添付を求められることがあります。

手続きによって必要な戸籍の種類が異なりますので、どの戸籍が必要かを判断する際の参考にしてください。

戸籍の種類	説明
戸籍謄本(全部事項証明)	現在在籍している方がいる戸籍のこと
除籍謄本(除籍全部事項証明)	戸籍に記載されたすべての方が除籍されている、または転籍などで現在は使われていない従前本籍地の戸籍のこと
改製原戸籍	古い様式(法改正以前のもの)で、現在は使われていない戸籍のこと

2. 戸籍謄本等のご請求について

死亡届提出後に戸籍の証明書が発行できるまで10日程かかる場合があります。

なお、本籍地が遠方にある方や、平日窓口が開いている時間に来ることができない方は郵便で戸籍謄本等を請求することも可能です。

また、上記表の戸籍謄本(全部事項証明)について、亡くなられた方と同じ戸籍にいます方は、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアにて発行できる場合があります。詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

MEMO

MEMO

MEMO

「相続手続」を最初から最後までフルサポート！ 古賀市で相続を専門に扱う 司法書士松本事務所にご相談ください。

司法書士・行政書士 古賀駅東松本事務所

「戸籍の収集⇒遺産分割協議書作成⇒相続登記申請」全を一括して
とても割安な費用で、ご依頼者のお手間を取らせずにお任せいただけます。
ご相続に関するあらゆる手続をワンストップサービスで提供致します。

相続登記

遺産分割協議書作成

戸籍等収集

遺産承継業務

空き家対策

相続税（提携税理士）



司法書士・行政書士 松本 朗

ご依頼者からの
「頼んで良かった」の一言が
1番の喜びです。

家族信託

遺言

生前贈与

驚かれる程の良心的費用

お見積提示

初回相談無料

親切丁寧な対応をお約束

相続登記	4万7千円+登録免許税
遺産分割協議書	8千8百円～1万4千円
戸籍等収集	役所1箇所：1,100円～1,650円
相続登記一括パック	7万円（戸籍等収集+遺産分割協議書等作成+登記申請）+実費

税込



司法書士・行政書士
古賀駅東松本事務所

初回相談無料・お気軽にお問い合わせください。
経験豊富で親切な司法書士が担当します。

古賀市駅東2丁目14番20号
古賀市役所徒歩5分

リーパスプラザ古賀 正面

毎週土曜無料相談会
（予約優先）

駐車場
有

092-555-6262

営業時間：9時～19時（月～土曜） 定休日：日・祝（予約可）
<http://www.f-legalstation.jp>

本誌ご持参で、相続登記：税込 4万 5 千円（相続登記義務化キャンペーン）
さらに、法定相続情報一覧図税込 5 千円で作成

お家のお片付け相談窓口 不用品の処理でお困りのみなさま、 自宅まで回収に伺います。

◀ こんな時にはお気軽にご相談ください ▶

引っ越しや片付けで
出た大量の不用品を
処理したい

大量のごみを処理したい

リサイクル家電
(テレビ、エアコン、
冷蔵庫、洗濯機等)を
処理したいが
業者がわからない

リサイクル品目の処理

ごみの分別や
処理方法の
相談をしたい

ごみ処理のご相談

庭木の剪定で出た枝
や草を処理したい

※簡単な剪定や草刈りも
ご相談ください

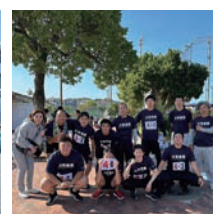
庭木の処理

一人で運べない、
重たい物などの
処理をしたい

重たい荷物の処理

大切な思い出の品の
お片付け、運び出し等
※別途料金にて承ります。
是非ご相談ください

遺品整理・生前整理



ご安心頂けるポイント▶▶▶

弊社は、古賀市より許可を請けた【許可業者】になります。
お客様よりお預かりした品物を適正に処理いたします

見積もり・ご相談
無料

TEL: 092-942-4038

株式会社 古賀環美サービスセンター

FAX: 092-942-4053

福岡県古賀市筵内字野毛尾1522

ホームページ <http://kogakanbi.co.jp>

受付時間: 月～金 8:30～16:30

お問合せ ksk@kogakanbi.co.jp

定休日: 日曜日、第2・4土曜日、
その他当社が指定する日

メールアドレス

古賀市一般廃棄物収集運搬業許可第1号



不動産のことでお困りことはありませんか？

売却・名義変更・空き家管理・賃貸活用など、相続にまつわるあらゆる不動産相談に対応いたします。

古賀市・福津市・新宮町など地元密着で対応

地域をよく知る専門家だからこそ、適切で安心なご提案が可能です。

相続後の不動産売却や
名義変更をスムーズに進めたい方

空き家・空き地の活用にお困りの方もお相談ください

相続後に発生する不動産の
売却・管理・活用も

経験豊富な私たちにお任せください

不動産売買・賃貸・賃貸管理までトータルサポート！

司法書士・弁護士などの専門家とも連携し、相続全体を見据えたご提案が可能です。

無料相談受付中 まずはお気軽にお問い合わせください



花鶴不動産商事
有限会社 エフ・ビー・アイ

〒811-3101 古賀市天神 1-11-8 FAX：092-944-0955



092-942-7669

営業時間 9:30 ~ 17:30 定休日 日祝・第2水曜

盆休・年末年始

https://www.kaduru.net

kazuru@basil.ocn.ne.jp

(福岡県知事 (9) 10528)

ホーム
ページ
はこちら



MEMO

こんなお悩みはありませんか？

女性ならではのきめこまかさで
じっくりとお話をうかがい丁寧^{ていねい}にサポートいたします！

相続 手続き



相続の手続きは何から
始めたらいいんだろう…

相続手続きを
全て任せたい

遺産分割 協議書 作成



相続人が多く、
疎遠な人がいるときは？

遺言書が出てきたけど
どうすればいい？

不動産の名義変更、保険・年金、相続税申告などワンストップで対応します
(他の士業とタイアップしております)

遺言書、後見、家族信託など、日々のお悩み事にも
シニアの方を中心に寄り添ってご対応しています。

行政書士 ながしま事務所

特定行政書士 永嶋 恵美

☎ 092-980-1202

受付
時間 平日 9:30～18:00
土曜日 9:30～12:00
(日・祝日休み)

〒811-3113 福岡県古賀市千鳥2丁目3-7 1階 102 ☒ gyosei_nagashima@ari.bbiq.jp

初回のご相談は無料！ お気軽にお電話ください。

相続について、ご不安なことはございませんか？

相続による土地建物の名義変更に関する手続き代理のほか、
生前の「想い」を残しておきたい方のために遺言書の作成サポートいたします。

- ・相続に伴う土地・建物の名義変更（相続登記）
- ・相続放棄の手続き

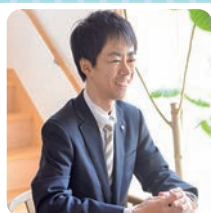
- ・公正証書による遺言書作成のサポート
- ・生前贈与
- ・空き家対策 など



相続登記が義務化されたって聞いたけど…

将来の相続に備えて、遺言や生前贈与の相談をしたい

／ お気軽にご相談ください。 ／



司法書士小坂事務所

司法書士登録番号：福岡第1655号
簡裁訴訟代理関係業務認定番号：第1229009号

TEL 092-980-2921

古賀市中央1丁目3番1号
(クロネコヤマトさんの隣の建物です)

初回相談は無料でお受けします（要予約・1時間）

古賀市の
車の処分・手続き
ご相談ください



丸投げOK!
手続き代行
不要車売却

どんな車でも
大丈夫

見積り・
手続き無料

相続車両

しつこい
営業なし

出張買取

即日
現金払い

こんなお悩みございませんか？

- ✓ 車の処分をどうすればいいか分からない
- ✓ 悪質な業者に騙されないか心配
- ✓ 動かない車の処分に困っている

お気軽にお問い合わせください。

0120-984-654

受付時間 9時～20時 年中無休（年末年始を除く）



廃車中古車買取センター

福岡県古賀市日吉3-18-6 運営元 株式会社ハッピーズインングエステイト

https://haisha-chukosha-kaitori.com

haisha.chukoshakaitori@gmail.com

古賀市 廃車買取 | 検索



許認可番号：古物商許可福岡県公安委員会自動車商 第901152110109号 使用済み自動車引取業者 第20401002357号

大切な方を亡くされた今、ご家族の手続きをしっかりとサポートします。
この冊子は手元に保管しておくで安心です。

その手続きを始める前に、 まず司法書士に ご相談ください。

銀行口座の解約

不動産の名義変更

遺産分割協議書の
作成

相続人の調査

二次相続の対策

保険金の請求

✔ 何から手をつけたらよいか分からない ✔ 手続きが多くて不安…

✔ 自分でやる時間がない… ✔ 身近に相談できる人がいない…

相続のご相談は**無料**です！
「ちょっと聞いてみたいだけ…」でも大丈夫です。

司法書士・行政書士
めんたいこ法務事務所

〒811-3101 福岡県古賀市天神一丁目8-3 2
営業時間 10:00～19:00 月曜日～金曜日
(福岡県司法書士会所属)

TEL

092-688-2169



創業明治30年

信頼と安心の「長崎材木店」が提供する『空き家管理サービス』

空き家のことなら 長崎材木店にお任せ下さい!



長崎材木店の
空き家管理を
利用することで悩みを

解決

／ 悩み解決後に ／

将来のご相談も
お気軽にどうぞ!

リフォーム

売
賃

却
貸

など

自社に不動産事業部・
リフォーム事業部があるので
話がスムーズです!

自社でトータルサポートいたします!

リフォームを お考えの方

こだわりのリフォームで“思い”を実現。
リフォームに対する指向や取組みが変化
する中、ベストな選択を提案します。

売却を お考えの方

ご相談、売却活動、売却完了までサポー
トいたします! 宣伝広告費用は、当社負担
でいたします。査定は無料です!

賃貸を お考えの方

物件管理・入居募集・家賃管理までサポー
トいたします。入居募集の宣伝広告費用は、
当社負担でいたします! 相談は無料です!

相談
無料

長年培ってきた長崎材木店グループのノウハウを生かし、
あなたの空き家を**フルサポート**いたします。

まずはお気軽に
お問い合わせください!



創業明治30年
まるの不動産

株式会社長崎材木店リアルエステート

☎0120-919-992

まるの不動産

<https://tochitatemono.com/>

住所 〒811-3101 古賀市天神5丁目10番3号2F

受付時間 9:00~18:00

福岡県知事免許(8)第11928号 (社)福岡県宅地建物取引業協会会員





発行 古賀市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 8 月